

## 改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に飼育届を住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)

ただし、採蜜した蜂蜜等は販売せず、自家消費のみの方で、花粉交配用に使用する時期だけミツバチを飼育される方は届出不要です。



〔花粉交配に必要な群数のミツバチを、数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。〕

なお、巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のニホンミツバチの自然巣から、蜂蜜等を採取するだけで、ニホンミツバチを飼育していない方は、届出不要です。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



窓口	担当係	電話
(届出) 奈良県畜産課	畜産振興係	0742-27-7450
(衛生管理) 家畜保健衛生所 業務第一課 業務第二課		0743-59-1700 0745-62-2440

